

三浦市消防団条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

令和3年4月13日付けの消防庁長官通知により、消防団員の処遇改善に向けた必要な取組として、消防団員の報酬の種類を年額報酬と出動報酬とすること、出動報酬のうち災害に関する出動の標準額を8,000円とすること等が示された。

これにより、三浦市消防団条例（昭和30年三浦市条例第47号）の改正が必要となったものである。

2 条例改正の内容

(1) 出動報酬の創設等【第14条関係】（別表のとおり）

ア 出動に対する費用弁償を出動報酬として整理する。

イ 災害出動に係る出動報酬は、基準に従い1日につき8,000円（1日の活動時間が3時間に満たない場合は、3,000円）とする。

ウ 警戒出動及び訓練出動に係る出動報酬は、1日につき2,500円とする。

エ 出動報酬は、年額報酬の支給日に、実績に応じて支給する。

(2) 出動に対する費用弁償の廃止【第15条関係】

出動報酬の創設に伴い、出動（災害・警戒・訓練）に対する費用弁償は廃止する。

3 施行期日

令和4年4月1日

4 経過措置

改正後の規定は、令和4年度以後の年度分の年額報酬、施行日以後の実績に係る出動報酬及び施行日以後の旅行に係る費用弁償について適用し、令和3年度以前の年度分の報酬及び施行日前の実績又は旅行に係る費用弁償については従前の例によるものとする。

【別表】

区分	【現行】	【改正後】
	費用弁償	出動報酬
災害出動	3,000円	8,000円 (1日の活動時間が3時間に満たない場合) 3,000円
警戒出動	2,500円	2,500円
訓練出動	2,500円	2,500円